

北カレリア県教育訓練共同事業体・リベリア（以下、リベリア）と
北の森づくり専門学院（以下、北森カレッジ）との
職業教育プログラム開発の連携に関する覚書（日本語訳）

第1条

1) リベリアは、北カレリア・ヨエンスーにある県立職業（技術）機関で、100を超える資格プログラムを提供し、生徒数15,000名、職員数750名にのぼる。本校は、幅広い教育の実績を有し、職業訓練及び職業生活の開発における能力に応じたサービス、責任、効率性に重きを置いている。

企業との連携において、実践型の指導法が非常に重要な役割を果たす。本校では、あらゆる学習分野で、スキルの向上と起業の促進に力を入れている。学生の訓練に加え、多くの起業家や企業の職員を教育している。継続教育や専門的学習に関する複数のプログラムのみならず、オペレーターの能力試験も用意している。本校は、フィンランド教育省の職業訓練品質賞を2004年、2008年、2012年と2016年に受賞している（応募は4年に一度可能）。

世界中の監督者、指導員、オペレーター、整備士の教育が行われている。本校は、国際的なプログラム及び活動に関し、30年ほどの経験を有している。（ノーメット社、サンビック社、ジョンディア社、ケスラ社などの）企業と質の高い連携を行っている。シミュレーター開発に関し、本校は企業と連携し、デジタル訓練の環境と技術の開発を行った。当然のことながら、本校は、カレリア応用科学大学や東フィンランド大学といった最良の機関と連携している。

2) 北森カレッジは、北海道旭川市に2020年4月に設立される道立の林業・木材産業の人材を育成する専修学校で、2年の修学期間の専門課程として林業・木材産業学科を置き、学生定員は40名としている。本校は、北海道の林業・木材産業への就業を志す高等学校卒業程度の学力を有する40歳以下の方に対し、林業・木材産業の専門的な知識、技術及び経営管理能力並びに指導力を習得させるための実践教育を行うこととしており、在学中に林業・木材産業の現場で必要な14の資格を取得し、北海道内各地の森林フィールドで実践的な実習やインターンシップを行い、即戦力となり、将来的に企業等の中核を担う人材の育成を目指している。

本校は、林業・木材産業における実践的な能力を養う教育を行うため、専門的な知見を有する北海道立総合研究機構と連携協定を締結しているほか、企業や地域の自治体、北海道大学や東京農業大学など教育機関とも連携している。

第2条 本覚書により、双方は連携への支援と積極的な関与を確認するものとする。リベリア及び北森カレッジは、フィンランドの職業教育、訓練及び林業分野における最良事例に基づき、日本・北海道において教育プログラムの開発を行なう。双方は下記の事項について連携する。

- 1項 リベリアは、北森カレッジにおける林業教育の開発及び構築を支援するため、以下の「EduSolution」（コンサルティング）サービスを提供する。本サービスは、北森カレッジのニーズに合わせて設計され、費用は別途合意する。
- 1項1号 教育プログラムの開発（目標、カリキュラム、資格、評価、企業との連携、指導環境や手法、OJT、評価者の教育）
- 1項2号 教員、企業の指導者、林業分野の様々な組織の監督者及び行政関係者を対象としたカスタムメイドの見学実習（1日～7日程度）又は教育体験キャンプ（1～3週間程度の「EduCamp」）による能力開発。これらのプログラムには、ワークショップや文化活動なども含まれる。本能力開発プログラムは、すべて参加者のニーズに合わせて設計され、費用は別途合意する。
- 1項3号 標準化された技能の評価、能力試験、デジタルツールやその他必要な資料を用いた記録作成方法の開発
- 1項4号 質の高い教育を保証するための、オペレーターの実践スキルを指導、評価する企業の指導員に対する教育
- 1項5号 シミュレーターを用いた技能習得のための手順と内容の開発、映像の制作、多様な学習環境への適応
- 1項6号 全教育期間を通じて、個々の学生の学習過程にあわせることが可能なデジタルプラットフォームの構築
- 1項7号 林業関連企業との連携・協力の強化
- 2項 フィンランド及び日本の林業に関する情報を収集し、オンライン会議やセミナーを共同で開催する。
- 3項 自己負担による学生と教員の相互交流を支援する。費用は学生又は学校が各々で負担する。教育やOJTは、受け入れ側の組織が準備することとし、期間、目標、グループの規模については、必ず別途協議するものとする。
- 4項 双方に共通するテーマについて、ノウハウを共有することを目的とした共同プロジェクトを企画し実施する。事業に適した資金調達は双方が行う。

第3条 上記に示す連携事業は、別途、教育プログラムの開発に関するサービスやその他の条件について詳細を記載した書面での合意に基づき、実施することとする。双方は、北海道・リベリア共同教育プログラム開発プロジェクトの実施について、別途、資金に係る事項を含めた合意を締結することとする。

第4条 連携事業は、双方の書面による合意に基づき、日本及びフィンランド、又は、本活動に関係のある他国で実施するものとする。

第5条 一方の当事者は、相手方当事者に対し、どのような間接的、副次的及び付随的な損害及び費用について責任を負わない。双方は、本覚書に関するいかなる紛争、論争、請求についても、協議を持って解決を図るものとする。

第6条 本覚書は、双方が署名した日から3年間効力を有するものとし、再協議の手続きを経た後、更新できるものとする。各当事者は、6か月前までに相手方当事者に対して書面により通知することで、本覚書を終了させることができる。本覚書は、英語により作成・署名され、双方が一部ずつ写しを所有する。

第7条 双方は、本覚書に基づき策定されたプログラムの全ての参加者が、双方の方針に則り全ての人に平等の機会が付与されることが十分に尊重され、参加者又は参加候補者の人種、性別、年齢、国籍、宗教の別なく選定されることを、いかなる連携を行う上でも必須とすることに合意する。

第8条 双方は、全ての具体的な資金について、別途協議の上、合意がなされるものとする。

第9条 双方の団体は、具体的な活動やプログラムの開発及び調整を行う担当者を各々指名することとする。

第10条 本覚書の解釈又は運用により生じる相違や紛争は、双方の合議又は協議により円満に解決するものとする。

担当者の情報：

リベリア：国際職業教育トレーニング長 カトヤ・ベリュネン

北森カレッジ：北海道水産林務部林務局林業木材課人材育成担当課長 土屋禎治

上記事項の全てへの適合及び承認の証として、内容を同じくする覚書4部に、下記の場所、日において、下記の署名者が署名する。

フィンランド ヨエンスー 2020年1月21日

(署名直筆)

エサ・カルヴィネン、リベリア校長

(署名直筆)

北海道知事 鈴木直道 (代理 副知事 土屋俊亮)